

第8章 計画の実現化方策

1. 広域幹線道路及び主要幹線道路の整備

本市における広域幹線道路や主要幹線道路は、主に国道、県道が担っておりますが、本市の道路ネットワークの充実を図るため、国道、県道の整備促進について、県をはじめ関係機関に働き掛けるとともに、整備にあたっては、事業が円滑に進むよう地元要望などの調整を積極的に行うものとします。

2. 幹線道路の整備

幹線道路については、主要幹線道路を補完する道路として、地域間を連絡する路線や主要拠点にアクセスする路線など、本計画で定める重要整備路線のスケジュールに基づき、本市の各種まちづくり施策と整合を図りながら、事業化を図るものとします。

3. 生活道路の整備

生活道路の整備については、要望書の提出やまちづくり懇談会ふれあいトークの場、議員からの提言と様々な形で多くの要望が出されておりますが、いまだ事業化されていない路線が多数あります。これらの要望路線については、この計画の評価基準により評価し、事業化する路線の優先順位を決定して、優先順位の高い路線から順次事業化を図るものとします。

なお、優先順位については、地域間のバランスを考慮し決定するものとしていることから、地域毎に優先順位を決定するものとします。

また、幅員5メートル未満の生活道路の整備にあたっては、市民協働による「道普請事業原材料支給」制度の有効活用を図るものとします。

なお、要望書については、生活道路要望に関する手引きに基づいて、自治会長から提出していただけるよう周知に努めることとします。

4. 栃木市道路整備路線評価委員会の設置

幹線道路及び生活道路の事業化にあたっての路線の優先順位の決定については、関係部課長により構成する栃木市道路整備路線評価委員会において、この計画の評価基準に基づく評価を行い、公平性、透明性を確保するものとします。

5. 継続路線の取扱い

既に事業に着手している継続路線については、この計画に基づいて優先順位を決定した路線とは別に、優先的に整備を進めるものとします。

なお、これら継続路線については、事業効果の早期発現を図るため、事業期間の短縮に努めるものとします。

休止している路線については、地元と調整の上、別の事業手法（待避所等）

を検討するものとします。

6. 市民ニーズの的確な把握

既に要望のあった路線の中には、地元調整が不十分なものや時間の経過により要望内容に変化が生じたもの、県事業や面的整備により問題が解決したものなどもあることから、現在の市民ニーズを的確に把握する必要があります。今後、個別路線の整備計画案の作成にあたっては、地元調整を十分に行い、住民の意向の的確な把握に努めるものとします。

7. 整備路線の予算化

この計画に位置づけされた路線及びこの計画に基づいて優先順位を決定した路線を計画的に整備するためには、路線の適正な予算化が不可欠です。

しかし、本市の今後の財政見通しを考慮すると、安定的な財源の確保は厳しいものと予想されます。整備路線の予算化にあたっては、事業内容や事業費を十分精査したうえで、総合計画や実施計画など関連計画等に適正に計上し、財政部門と十分な調整を図りながら、計画的に進めていくものとします。

8. 整備・維持・管理の一体的な推進

この計画は、「整備」の観点から策定したのですが、今後、計画的な整備が進んでいけば、維持・管理の比重がより高まってきます。限られた財源の中、快適で利便性の高い市民生活の実現を図るためには、必要な整備を進めるとともに、維持・管理についてもバランスよく進めていく必要があります。本市の道路事業の推進にあたっては、関係部署と充分調整を図り、整備・維持・管理の適正なバランスを保ち、一体的に進めるものとします。

なお、市内の橋りょうの内、4割が建設後50年以上経過し、これから架け替えのピークを迎えることから、栃木市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理に努めながら、架替え計画等を検討していくものとします。

また、市道の維持管理については、本計画とは別に、幹線道路については、栃木市舗装修繕計画に基づいて努めるとともに、生活道路については、生活道路舗装補修事業により計画的に進めていくものとします。

9. 長期的な課題への取組み

地域間を結ぶ道路や近隣市町との連携を図る道路などの長期的な課題については、この計画の計画期間である平成34年度までに、必要な道路の整備を全て行うことは困難です。しかし、本市の将来都市像の実現を図るためには、これらの道路整備は不可欠ですので、引き続き課題の解決に向けた道路の整備について検討を行い、5年後の計画の見直しにあたっては、この計画の事業検証を踏まえ、次期計画に反映させていくものとします。